

王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 における策定委員会の役割について

1 趣旨

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、保険者である市町村が策定する計画で、サービスの基盤整備や介護サービスの年度ごとの見込量などについて定めるものです。

この計画によって介護保険事業の財政規模が決定し、その給付を支えるために必要となる介護保険料の基準額を算出することになります。

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法に基づき市町村が策定する計画で、高齢者福祉事業の量の見込み及びその方策などを定めるものです。

介護保険法及び老人福祉法においては、これら2つの計画は一体のものとして作成されなければならないとされています。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が成立し、令和6年1月1日に施行されました。認知症基本法では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。そのため、王寺町においても切れ目のない、より包括的な支援を提供するため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に認知症施策推進計画を加えて一体的に策定するものです。

なお、介護保険事業計画は3年ごとに見直すことが介護保険法に定められています。

この策定委員会は、令和9年度から令和11年度までの3年間の第10期計画を策定するにあたって、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとするのが重要となることから、その課題等の検討を行うために設置された委員会です。

2 策定委員

- 町議会議員（1名）
- 関係施設の代表（3名）
- 関係団体の代表（5名）
- 学識経験を有する者（2名）
- 公募による住民（1名） の12名で構成されます。